

別添 7

- 総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 略〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務（放送衛星業務を併せて行う場合を含む。）を行う無線局 〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ 技術審査 〔(ア)～(カ) 略〕</p> <p>(キ) 不要発射等の強度</p> <p><u>A 設備規則第54条の3第3項に掲げる無線設備を使用するV S A T地球局 不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和●年総務省告示第●号（無線設備規則第24条第33項及び別表第3号の68において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）に定める許容値を満たしているものであること。</u></p> <p><u>B A以外の無線設備 不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び平成17年総務省告示第1228号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（1,626.2MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）に定める許容値を満たしているものであること。</u></p> <p>〔(ク)・(ケ) 略〕</p> <p>(コ) 主輻射方向以外の方向の輻射電力の許容値</p> <p>地球局の主輻射方向以外の方向の輻射電力（以下「軸外輻射電力」という。）は、次表に示すとおりであること。ただし、V S A T地球局（施行規則第15条の2第1項第3号に規定するV S A T地球局をいう。以下同じ。）の軸外輻射電力は、設備規則第54条の3各項で定める値以下であること。なお、特に、無線通信規則に定めがある場合は、これによらない。</p> <p>軸外輻射電力の単位は6GHz帯については〔dBW/4kHz〕、14GHz帯については〔dBW/40kHz〕とし、地球局が静止衛星軌道に対する衛星経度方向の±3度以内の方向に輻射する電力は、次表の値以下であること。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔(サ) 略〕</p> <p>(シ) 交差偏波識別度 〔A 略〕</p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 同左〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準</p> <p>(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務（放送衛星業務を併せて行う場合を含む。）を行う無線局 〔ア～ウ 同左〕</p> <p>エ 技術審査 〔(ア)～(カ) 同左〕</p> <p>(キ) 不要発射等の強度</p> <p><u>不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び平成17年総務省告示第1228号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（1,626.2MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）に定める許容値を満たしているものであること。</u></p> <p>〔(ク)・(ケ) 同左〕</p> <p>(コ) 主輻射方向以外の方向の輻射電力の許容値</p> <p>地球局の主輻射方向以外の方向の輻射電力（以下「軸外輻射電力」という。）は、次表に示すとおりであること。ただし、V S A T地球局（施行規則第15条の2第1項第3号に規定するV S A T地球局をいう。以下同じ。）の軸外輻射電力は、設備規則第54条の3第1項又は第2項で定める値以下であること。なお、特に、無線通信規則に定めがある場合は、これによらない。</p> <p>軸外輻射電力の単位は6GHz帯については〔dBW/4kHz〕、14GHz帯については〔dBW/40kHz〕とし、地球局が静止衛星軌道に対する衛星経度方向の±3度以内の方向に輻射する電力は、次表の値以下であること。</p> <p>〔表 同左〕</p> <p>〔(サ) 同左〕</p> <p>(シ) 交差偏波識別度 〔A 同左〕</p>

B V S A T地球局以外の地球局 [略]

(ス) その他

[A～C 略]

D V S A T地球局は、設備規則第54条の3各項に定める条件を満足するものであること。

[(七)～(九) 略]

(フ) 混信保護

[A～C 略]

D 混信保護のための干渉調整

設備規則第54条の3第3項の無線設備を使用するV S A T地球局にあつては、対地静止衛星とのビームの離隔が18度以下となる場合は、静止衛星に干渉を与えない位置に存在する「スターリンクシステムの人工衛星局」を選択して通信を行うこと。

[別表1・別表2 略]

[(2)～(16) 略]

17 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ア 適用の範囲

電気通信事業者が、設備規則第49条の23の5に規定する人工衛星局（以下「スターリンクシステムの人工衛星局」という。）の中継により携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局に適用する。

イ 免許主体

電気通信事業者（電気通信事業者になる見込みのある者を含む。）であること。

ウ 通信事項

「電気通信業務に関する事項」であること。

エ 通信の相手方

「高度600km以下の軌道に位置するスターリンクシステムの人工衛星局」であること。

オ 無線設備の常置場所等

(7) 常置場所

当該電気通信事業者の事業所の所在地であること。

(1) 移動範囲

当該電気通信事業者の業務区域内であり、かつ、船上（日本の領海に限る。）又は航空機に搭載する場合であること。

カ 工事設計等

(7) 周波数

14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数であること。

(1) 不要発射等の強度

不要発射等の強度が、設備規則別表第3号及び令和●年総務省告示第●号（無線設

B A以外の地球局 [同左]

(ス) その他

[A～C 同左]

D V S A T地球局は、設備規則第54条の3第1項又は第2項に定める条件を満足するものであること。

[(七)～(九) 同左]

(フ) 混信保護

[A～C 同左]

[新設]

[別表1・別表2 同左]

[(2)～(16) 同左]

[新設]

備規則第24条第33項及び別表第3号の68において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）に定める許容値を満たしているものであること。

(ウ) 主輻射方向以外の方向の輻射電力の許容値

輻射電力は、設備規則第49条の23の5で定める値以下であること。

(エ) 最大電力密度

最大電力密度は、国際調整の範囲内であること。

キ 他の無線局との干渉調整

対地静止衛星とのビームの離隔が18度以下となる場合は、静止衛星に干渉を与えない位置に存在するスターリンクシステムの人工衛星局を選択して通信を行うこと。

[2・3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)~(13) 略]

(14) V S A T地球局

電気通信事業者が開設するV S A T地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(1)に定める基準によるほか、次の基準により行う。

[ア・イ 略]

ウ 周波数

設備規則第54条の3第3項の規定に適合する無線設備を使用するV S A T地球局は14.0GHzを超え14.4GHz以下の周波数を使用するものであること。

エ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第54条の3各項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第3号に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

[(イ)・(ウ) 略]

[(15)~(18) 略]

(19) 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う特定無線局であって、14.0GHzを超え14.4GHz以下の周波数の電波を使用するもの

電気通信事業者が、スターリンクシステムの人工衛星を利用して携帯移動衛星通信を行うために開設する携帯移動地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(17)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ 最大運用数

運用開始の日（再免許申請の場合にあつては、再免許の日）以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数（運用数）見込み及びその算出根拠が、過去

[2・3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

[(1)~(13) 同左]

(14) V S A T地球局

電気通信事業者が開設するV S A T地球局であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(1)に定める基準によるほか、次の基準により行う。

[ア・イ 同左]

[新設]

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第54条の3第1項又は第2項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第3号に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

[(イ)・(ウ) 同左]

[(15)~(18) 同左]

[新設]

の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

ウ 周波数

14.0GHzを超え14.4GHz以下の周波数を使用するものであること。

エ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の23の5の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第5号(8)に掲げる規格に該当するものであること。

(イ) 技術基準適合証明の有無

無線通信の用に供しようとする無線設備は、技術基準適合証明を有するものであること。

(ウ) 技術基準適合証明の内容

無線局事項書の「電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力」の欄に記載されたものに適合するものであること。

[2～4 略]

[2～4 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。